

子ども・子育て支援金制度について

令和8年度から、国の仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が導入されます。

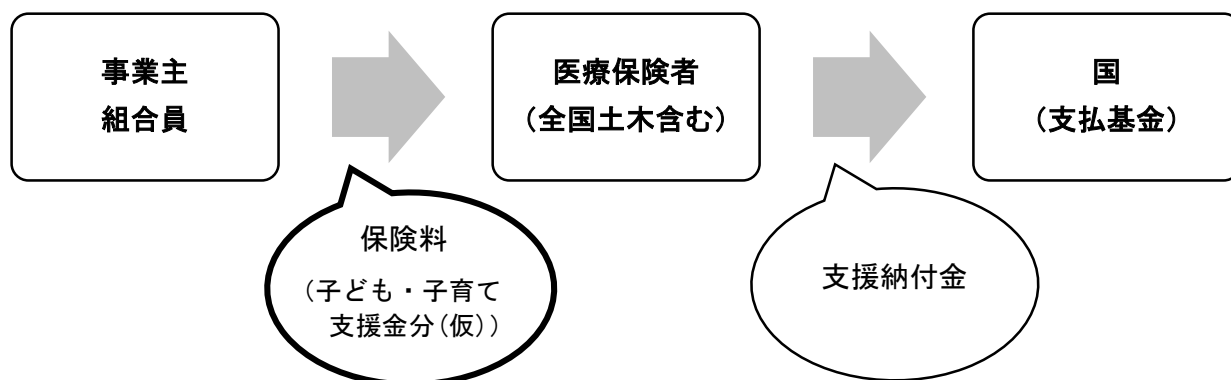
具体的な保険料率など、詳細についてはまだ国から示されておりませんが、子ども家庭庁が作成・公表している資料に基づき、現時点で判明している制度概要についてご説明します。

1 子ども・子育て支援金制度の創設について（令和8年4月1日施行）

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年6月12日公布）により、国が進める「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン（児童手当の拡充など）」の財源を確保するため、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から導入されます。

この制度の財源は、全ての医療保険者（健康保険組合、協会けんぽ、市町村国保、国保組合等）が医療保険加入者から従来の保険料（医療分、後期高齢者支援金分など）に上乗せして徴収し、国に納付することになります。

制度について	・政府は、子ども・子育て支援に必要な費用を確保するため、医療保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収します。 ・納付金は、児童手当や育児支援などの子育て支援施策に充てられます。 ・徴収業務は、社会保険診療報酬支払基金が担う仕組みです。
施行時期	令和8年4月1日（令和8年4月分保険料から徴収）



2 政府発表資料に基づき判明している制度内容（令和7年4月時点）

- ・ 子ども・子育て支援金制度は、令和8年度から段階的に実施され、令和10年度から全面実施が予定されています。（保険料率は、令和8年度から令和10年度までの3年にかけて段階的に上がる予定です。）
- ・ 保険料徴収の対象者は全組合員（後期高齢組合員を除く）です。
- ・ 保険料は事業主と組合員で負担します。

3 本組合の今後の対応について

具体的な保険料率・徴収方法等につきましては、国から通知があり次第、リーフレットや組合ホームページ、保険組合だより等でご案内いたします。

4 子ども家庭庁の資料

子ども・子育て支援金制度について

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin>